

1010111

国民年金保険料免除の申請は  
原則として毎年必要です

請を希望する人は速やかに手  
続きをしてください

国民年金には、所得が少な  
く保険料の納付が困難な場合  
に、一定の基準により納付が  
免除または猶予される制度が  
あります。

原則として毎年申請が必要  
で、今年度の受け付けは7月  
1日（水）からです。

※過去分は、申請時の2年1  
ヵ月前までさかのぼって申請  
できます。

※申請が遅くなると、申請日  
前に生じた不慮の事故や病気  
による障害について、障害年  
金を受け取ることができなく  
なることがありますので、申  
れます。

■申請免除制度  
本人、配偶者、世帯主の前  
年所得が一定基準以下の場  
合、申請し承認されると保険  
料の納付が免除（全額、4分  
の3、半額、4分の1）され  
ます。

※一部免除の承認を受けた場  
合は、減額になつた保険料を  
納付しないと未納と同じ扱い  
になってしまいます。

#### ■納付猶予制度

50歳未満で、本人や配偶者  
の所得が一定基準以下の場  
合、申請し承認されると保険  
料の納付が猶予されます。

新型コロナウイルス感染症

の影響により、収入源となる  
業務の喪失や売り上げの減少  
などが生じて所得が相当程度  
まで下がった場合は、臨時特  
例措置として本人申告の所得  
見込額を用いた手続きによ  
り、国民年金保険料免除申請  
が可能となりました。

※詳しくは、日本年金機構  
HP ([https://www.nenkin.  
go.jp/](https://www.nenkin.go.jp/))  
問合せ 渋川年金事務所国  
民年金課 ☎ 0279・22・  
1607

新型コロナウイルス感染症に  
関連した法務大臣メッセージ

問合せ 渋川年金事務所国  
民年金課 ☎ 0279・22・  
1607

新型コロナウイルス感染症に  
関連して、感染者・濃厚接  
触者、医療従事者などに対す  
る誤解や偏見に基づく差別は  
決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、  
YouTube 法務省チャンネ  
ル ([https://youtu.be/  
RYSOoqCxo-I](https://youtu.be/RYSOoqCxo-I)) をご覧く  
ださい。

法務省の人権擁護機関で  
は、新型コロナウイルス感染  
症に関連する不当な差別、偏  
見、いじめなどの被害に遭っ  
た人からの人権相談を受け付  
けています。困ったときは、  
一人で悩まず相談してください。

問合せ 市民協働課市民相談  
係 ☎ 内線3056

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも  
**みんなの 人権110番 ☎ 0570-003-110**

はじめ・虐待(ぎゃくせい)など子どもの人権問題に関する相談はこち  
**子どもの 人権110番 ☎ 0120-007-110**

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこち  
**女性の人権 ホットライン ☎ 0570-070-810**

インターネットでも人権相談を受け付けています  
インターネット受付 インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp/>

1002319  
7・8月は愛の血液  
助け合い運動月間



輸血に必要な血液は全て献血  
によって確保されています。全ての血液製剤を国内の  
献血によって確保する体制を  
目指し、全国一齊に「愛の血  
液助け合い運動」を実施しま  
す。皆さんのご理解とご協力  
をお願いします。

問合せ 健康課予防係 ☎ 内線  
3161

(広告)

(広告)